

**坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

この実施要領は、坂出市が発注する「坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務」の委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務

(2) 業務内容

①主な業務内容は次のとおりであり、詳細は別添「仕様書」のとおり

- ・計画準備、資料収集整理
- ・温室効果ガス排出量の推計
- ・温室効果ガス削減目標及び削減計画の設定
- ・事業者ヒアリング
- ・水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画の設定
- ・港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策の検討
- ・カーボンニュートラルポート推進に必要な制度の検討
- ・ロードマップの作成
- ・坂出港カーボンニュートラルポート 形成計画（案）の作成
- ・パブリックコメント案の作成
- ・委員会等の資料作成・運営補助
- ・成果品

②本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

特定テーマ：坂出港の特性を踏まえたカーボンニュートラルポート形成計画策定及び実現に係る具体的検討方法について

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託料上限額

19,998,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

坂出市建設経済部港湾課

電話 0877-44-5010（直通）

FAX 0877-44-0086

E-mail kouwan@city.sakaide.lg.jp

4 参加資格

4-1 企業に求める資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては

再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 坂出市税、消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 令和2・3年度「坂出市競争入札参加資格者名簿」に搭載されていること。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年6月1日要綱）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 令和3・4年度坂出市入札参加資格申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント」において、参加資格を有すると認定されていること。（認定期間が有効であること。）
- (8) 平成24年度から現在までに、以下の業務について、元請として国又は地方公共団体の実績（履行中のものは除く）があること。
 - ・港湾におけるカーボンニュートラルに関する計画・検討業務
 - ・港湾計画改訂業務など、港湾全体を対象とした計画・検討業務
 - ・港湾計画一部変更（軽微な変更を除く）業務など、港湾を対象とした計画・検討業務

4-2 配置予定管理技術者に求める資格

※評価の対象とし、評価基準はP7に示すとおり。

(1) 配置予定管理技術者の業務実績

平成24年度から現在までに、管理技術者又は担当技術者として、以下の業務実績があるもの。

【同種の業務】

- ・港湾におけるカーボンニュートラルに関する計画・検討業務

【類似の業務】

- ・港湾計画改訂業務など、港湾全体を対象とした計画・検討業務
- ・港湾計画一部変更（軽微な変更を除く）業務など、港湾を対象とした計画・検討業務

(2) 配置予定管理技術者の資格

本業務に配置予定の管理技術者は、次の資格を有すること。

- ①技術士（総合技術管理部門（建設）又は建設部門）
- ②博士（工学）
- ③RCCM（港湾及び空港部門）
- ④土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間等
公告日	令和4年5月20日（金）
参加表明書等受付期間	令和4年5月20日（金）～令和4年6月1日（水）
質問受付期間	令和4年5月20日（金）～令和4年5月27日（金）
質問回答期日	令和4年5月31日（火）
選定審査結果通知	令和4年6月 3日（金）
企画提案書提出期間	令和4年6月 7日（火）～令和4年7月1日（金）
特定審査（プレゼンテーション）	令和4年7月15日（金）～令和4年7月20日（水）の間の1日
特定結果通知	令和4年7月22日（金）
委託契約締結	令和4年7月下旬

6 参加表明の手続等

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、別添—1（様式—1～8）により参加表明書を提出すること。なお、参加表明書、プロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、坂出市港湾課のホームページからダウンロードすること。

（1）提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式—1）

イ 会社概要書（様式—2）

ウ 業務受託実績書（様式—3）

エ 業務実施体制及び業務従事者情報（様式—4）

契約締結後における業務の実施体制（管理技術者及び担当技術者の氏名、経験及び担当する業務）について記載すること。

（2）提出期限

令和4年6月1日（水）17時15分まで

（3）提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

（4）提出先

坂出市建設経済部港湾課

7 質疑・回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり質問書を提出すること。

（1）提出書類

質問書（様式—5）

（2）質問受付期限

令和4年5月27日（金）17時15分まで

（3）提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(4) 提出先

坂出市建設経済部港湾課

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年5月31日(火)までに電子メールで回答するとともに、坂出市(港湾課)のホームページに掲載する。ただし、本業務の受託候補者の特定において、公平性を保てないと判断される質問については回答・公表しない場合がある。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 辞退届の提出

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法により辞退届を提出すること。

なお、この場合、その他の事業に不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届(様式-6)

(2) 提出期限

令和4年7月1日(金) 17時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)

(4) 提出先

坂出市建設経済部港湾課

9 選定結果の通知

提出書類を基に資格審査を行い、企画提案書の提出が可能な者を選定する。選定結果については、令和4年6月3日(金)までに坂出市港湾課から公募型プロポーザル選定結果通知書(様式-7)により、全ての参加表明者へ通知する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類(別添-2)

ア 企画提案書提出届(様式-1)

イ 実施方針(様式-2)

ウ 特定テーマに対する企画提案(様式-3)

エ 見積書(様式-4)

(2) 作成上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的, 業務の実施方針, 工程計画について簡潔に記載する。・記載様式は別添(様式-2) 都市 A4 判 1 枚以内に記載する。
特定テーマに対する企画提案	<ul style="list-style-type: none">・2.(2)②に示した, 特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。・記載に当たり, 概念図, 出典の明示できる図表, 既往成果, 現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は別添-2(様式-3)とし, A4 判 1 枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・本業務に係る見積書を提出すること。・見積書は, 積算の際の参考及び企画提案書を特定するための評価項目として用いる。記載様式は別添-2(様式-4)とする。

(3) 提出部数

実施方針, 企画提案書, 正本各 1 部, 副本各 8 部

見積書 正本 1 部

(4) 提出期限

令和 4 年 7 月 1 日(金) 17 時 15 分まで

(5) 提出方法

持参(閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間内)又は郵送(簡易書留郵便に限り, 提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(6) 提出先

坂出市建設経済部港湾課

1.1 特定審査(プレゼンテーション)

審査において選定された者は, 提出された企画提案書に基づき, プレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時

令和 4 年 7 月 15 日(金) から令和 4 年 7 月 20 日(水) までの間の 1 日とし, 詳細については, 対象者に別途通知する。

(2) 実施場所

対象者に別途通知する。

(3) 所要時間

準備 10 分以内

企画提案プレゼンテーション 15 分以内

企画提案ヒアリング 15 分程度

(4) 内容 企画提案書の内容

(5) 出席者 3 名以内とする。

なお, 企画提案書に記載された管理技術者は必ず出席すること。

(6) その他

ア プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は, 提出された提案書のみとし, 提案書にない追加提案の資料配布は認めない。ただし, これらを踏まえた上で, パソコン等による説明は許可する。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

1 2 受託候補者の特定

(1) 特定手順

- ア 市が設置する選定委員会において、別紙企画提案書を特定するための評価基準により評価した評価点の合計が最も高い者を受託候補者として特定する。なお、最高得点者が2者以上になった場合は、選定委員会の委員長が決定する。
- イ 受託候補者として特定された者と契約内容等について協議を行う。ただし、この受託候補者と合意に至らなかった場合等は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

(2) 特定結果の通知

審査結果については、令和4年7月22日（金）までに坂出市港湾課から公募型プロポーザル特定結果通知書（様式一8）により、全ての申込者へ通知する。

また、受託業者決定後、速やかに業者名、各業者の評価結果を坂出市港湾課のホームページで公表する。

1 3 契約の手続

業務仕様書及び受託候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、坂出市契約規則に基づき契約を締結する。受託候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、令和4年度補正予算の成立を前提として行うものであることから、坂出市議会の議決を得られない場合には、中止とする。
なお、中止の場合において、提案事業者は本市に対して一切の損害賠償を請求することができないものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案書については、受託候補者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、坂出市情報公開条例施行規則に基づき公開する場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- エ 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - オ 見積額が委託料上限額を超えている場合
 - カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ク アからキまでに定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については坂出市が定める。

評価基準

(1) 配置予定管理技術者の経験及び能力

評価項目		配置予定管理技術者の経験及び能力の評価内容	配点
配置 予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力	業務実績	平成 24 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の受注実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。	① 5 点 ② 3 点
	技術者資格等	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門），博士（工学） ②以下の資格を有する者。 ・RCCM（港湾及び空港） ③以下のいずれかの資格を有する者。 ・土木学会特別上級技術者，土木学会上級委技術者又は土木学会 1 級技術者	① 5 点 ② 3 点 ③ 1 点
小計			10 点

(2) 企画提案及び価格評価

評価項目		技術提案の評価内容		配点
企画提案	実施方針	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5点
			事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5点
		提案内容の実現性	・実施方法等が具体的で、実現性があるか。 ・的確な業務工程が具体的に提案されているか。	5点
		事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5点
	特定テーマに対する企画提案	的確性	提案内容について、データに基づいた理論的な説明がなされているか。	10点
			事業者ニーズを把握し、事業内容を的確に反映させていくための方法について、提案されているか。	10点
		実現性	単なる計画策定にとどまらず、具現化に向けた取り組みについて、具体的で且つ実現可能な提案がされているか。	30点
		独創性	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	15点
	事業対象者が積極的に取り組むことができる工夫がなされているか。		15点	
	価格評価		満点 (5点) × (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)	
小計				105点
合計				115点

(配点基準)

配点基準	配点			
	30点	15点	10点	5点
5段階	30点	15点	10点	5点
優れている	30点	15点	10点	5点
やや優れている	24点	12点	8点	4点
標準	18点	9点	6点	3点
やや劣っている	12点	6点	4点	2点
劣っている	6点	3点	2点	1点